

7. 届出制度

(1) 都市機能誘導区域

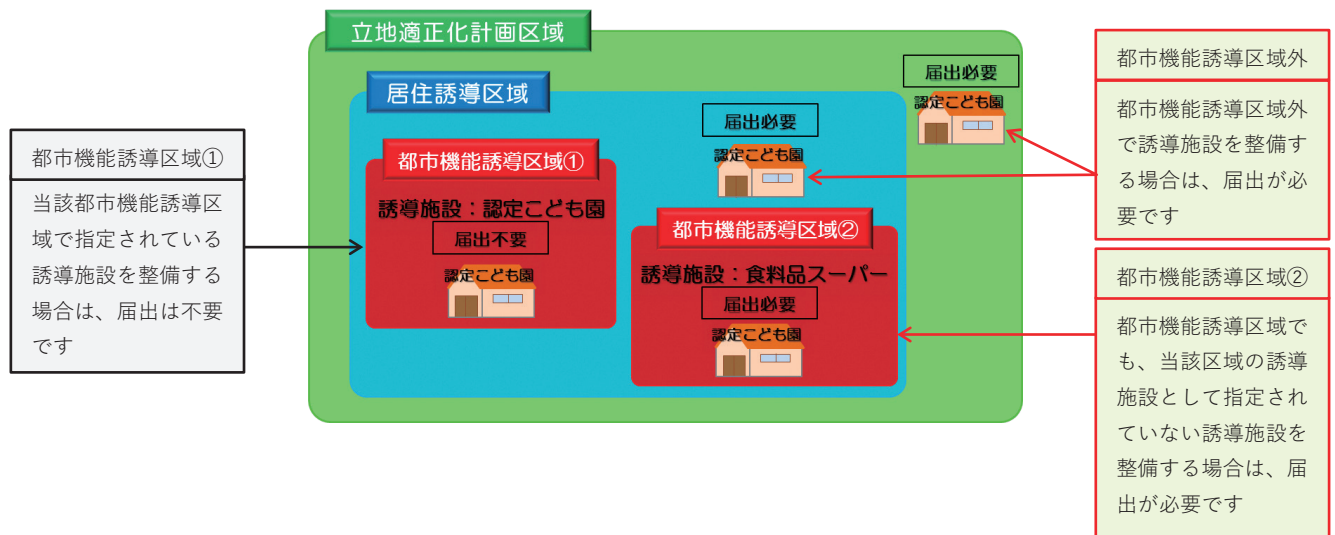
計画区域内の都市機能誘導区域外で誘導施設の整備を行う場合は、都市再生特別措置法第108条の規定に基づき、行為に着手する30日前までに市への届出が必要となります。
届出の対象となる行為は以下のとおりです。

【開発行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合

【建築等行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合


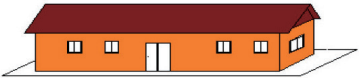



(2) 居住誘導区域

計画区域内の居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発を行う場合は、都市再生特別措置法第88条の規定に基づき、行為に着手する30日前までに市への届出が必要となります。届出の対象となる行為は以下のとおりです。


【開発行為】

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行う場合
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

3戸以上の開発行為	届	
1,000㎡以上の1～2戸の開発行為	届	
1,000㎡未満の1～2戸の開発行為	不要	

【建築等行為】

- ・ 3戸以上の住宅を新築する場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

3戸以上の建築等行為	届	
1～2戸の建築等行為	不要	